

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☉ 携帯電話の経理処理方法

Q：当社では、営業マン用に携帯電話「NTTDoCoMo」のデジタル・ムーバを買いました。購入時にいろいろな費用をあわせて支払いました。税法上の処理を教えてください。

A：利用地域の拡大や価格の値下げによってより身近になってきた携帯電話ですが、その経理処理にミスが多くみられるようです。

従来の電話加入権よりも少額であるためうっかりして支払い時に一括損金計上してしまいがちです。しかし、携帯電話の新規加入料とそれに付随する契約事務手数料は取得価額を構成し「電話加入権に準ずる権利」に該当するため、資産計上しなければなりません。けれども、非減価償却資産に該当しますので減価償却はできません。

ご相談の場合は、具体的には次のように処理して下さい。

「NTTDoCoMo」のデジタル・ムーバの場合

・新規加入料 21,000円
・契約事務手数料 3,700円
→ 「電話加入権」として資産計上する。

・デジタル・ムーバ 本体85,500円
・標準キット 14,000円
→ 20万円未満の少額減価償却に該当するため一括損金算入できる。

他社の携帯電話を購入された場合も参考にして下さい。

